

# 大分県報

平成二十九年  
号外（六八）  
六月二十八日

（水曜日）

## 目次

### 告示

知事の職務を代理する副知事の順序……………

### 訓令

大分県副知事の担任意務に関する規程の制定……………

### ○告示

#### 大分県告示第三百七十七号

知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

平成二十九年六月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

第一順位 副知事 二日市 具正

第二順位 副知事 安東 隆

#### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

### ○訓令

#### 大分県訓令甲第三十号

大分県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。

平成二十九年六月二十八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

本地方機関

大分県副知事の担任意務に関する規程  
第一条 副知事が担任する事務は、次の表のとおりとする。

区分	担任事務
共管事務	一 県政に係る重要施策の決定に関すること。 二 人事、組織及び予算編成に関すること。 三 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に関すること。 四 大分県行財政改革アクションプランに関すること。 五 おんせん県おおいた・世界温泉地サミット、第三十三回国民文化祭及び第十八回全国障害者芸術・文化祭並びにラグビーワールドカップ2019大分開催に関すること。 六 その他知事が指定すること。
副知事二日市具正の担任意務	一 総務部に関すること。 二 企画振興部に関すること。 三 福祉保健部に関すること。 四 生活環境部に関すること（防災局に関すること（知事が別に指定することを除く。）を除く。）。 五 国民文化祭・障害者芸術文化祭局に関すること。 六 会計管理局に関すること。 七 部局間連携・調整に関すること。 八 県議会との連絡調整に関すること。 九 人事委員会との連絡調整に関すること。 十 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。 十一 病院局との連絡調整に関すること。 十二 教育委員会との連絡調整に関すること。 十三 その他知事が指定すること。
副知事安東隆の担任意務	一 商工労働部に関すること。 二 農林水産部に関すること。 三 土木建築部に関すること。 四 生活環境部に関すること（防災局に関すること（知事が別に指定することを除く。）に限る。）。 五 労働委員会との連絡調整に関すること。 六 監査委員との連絡調整に関すること。 七 海区漁業調整委員会との連絡調整に関すること。 八 内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。 九 取用委員会との連絡調整に関すること。 十 企業局との連絡調整に関すること。

- 十一 公安委員会との連絡調整に関すること。
- 十二 その他知事が指定すること。

**第二条** 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その  
担任事務は、他の副知事が担任する。

**附 則**

この訓令は、公示の日から施行する。